

学び合う自治のまちづくりのために

求められる学習とそのコミュニティをどうコーディネートするか

新しい時代の社会教育職員の専門性形成のための長期研修プログラム

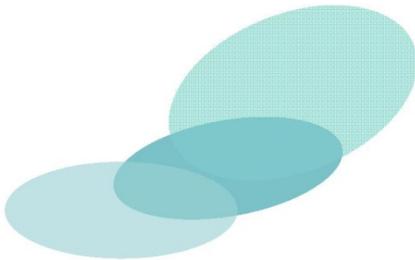
福井大学公開講座※

学び合うコミュニティを培う

コミュニティ学習支援者の力量形成サイクル 2012.5-2013.3

福井大学公開講座

- cycleA 生涯学習のプロセスとその諸局面 生涯学習概論 45 時間
- cycleB 学習の展開と組織を支える 社会教育計画 45 時間
- cycleC 課題研究・事例研究 社会教育特論 45 時間
- cycleD 実践事例研究 社会教育課題研究 55 時間



専門職として探究し合う新しい方法

- 互いの実践を語り合い、聴き取る。
- 実践に関わる主題を掘り下げて探究する。
- 新しい時代の教育への展開に視界をひらく。

福井大学

教育地域科学部附属地域共生プロジェクトセンター
地域貢献推進センター

※現在（2012年10月）、この講座を福井大学履修証明プログラムとする手続きを進めています。

概要

学び合う自治のまちづくりのために

福井大学公開講座

学び合うコミュニティを培う

コミュニティ学習支援専門職＝社会教育関係職員の実践力形成のための長期研修プログラム

長期にわたる実践と省察の積み重ねを中心に据えた新しい社会教育職員研修の形を創る

- cycleA 生涯学習のプロセスとその諸局面 生涯学習概論 45 時間
- cycleB 学習の展開と組織を支える 社会教育計画 45 時間
- cycleC 課題研究・事例研究 社会教育特論 45 時間
- cycleD 実践事例研究 社会教育課題研究 55 時間

- ①このプログラムは、公民館主事をはじめとする社会教育関係施設の職員、生涯学習・社会教育の行政に携わる専門職員、ならびにコミュニティと学習に関わる多様な専門職（コミュニティ学習支援専門職）のための講座です。
- ②互いの実践の歩みを聴き合い、その経験と省察から深く学び合っていくことを講座の中心に据えます。
- ③コミュニティと学習のプロセスとシステム、社会教育・生涯学習の目的・課題・組織・評価に関わる様々な論点について実践と理論に基づいて総合的に検討します。
- ④福井大学教育地域科学部地域共生センター・地域科学課程・教職大学院の協働により、地域の自治と学習を支える専門職のための実践研究の場として開設する長期講座です。

福井大学「社会教育関係職員のための公開講座（「学び合うコミュニティを培う」）」のカリキュラムと評価について

各サイクルのプログラムは、地域の社会教育活動に携わるみなさんが、実践しながら継続的に学習・実践研究を深めていくことができるように構成されています。

このプログラムを通して、社会教育の現状や課題について学び、また自身の実践を省察し展望することを重ねるとともに、それらの研究・学習を表す記録を作成します。関連資料・実践記録の検討、それらに関する討論、自身の実践の報告と記録化、最終レポートの作成とその公表等が必要となります。これらは、講座を通じての学修と研究の成果を広く表明するものであり、同時にこの講座における学習の評価とその証明のための資料となります。

新しい形の研修の意義

福井大学における新しい社会教育関係職員研修

コミュニティ学習支援専門職の力量形成を支える

地域密着型・実践省察往還型の長期研修サイクルの実現

2010.12.07, 2011.02.01, 2011.03.02

目的

地域の今を支え 未来をひらく 学び合うコミュニティのために

変化が加速的に進む時代にあつて、自分たちの暮らしと社会のあり方めぐって、考え合い学び合い、協働して実践していく力が求められている。そうした力を培うために、地域において、生涯にわたって地域の主体として学び合うコミュニティを実現していくことは、社会教育・生涯学習の使命でありまた自治の本旨でもある。

学び合うコミュニティを支える職員の力量形成 / 実践と省察のサイクル

こうした時代にあつて、地域での日々の学び合いと自治を支える社会教育関係職員の実践的な専門性が求められる。

しかし、こうした実践力は、長期にわたる実践の展開とその省察・研究・再構成の積み重ねを通して初めて培われるものであり、実践のサイクルから切り離された短期的な講習で養うことは難しい。地域において、実践を積み重ねながら、定期的な実践について省察・交流の機会を持ち、社会教育・生涯学習についての研究を進めていく形が実現できるなら、実践と省察の双方が編み込まれ、実践と力量形成が一体のものとして進んでいくことが可能となる。

(こうした方法はすでに福井大学の教職大学院において教師の専門性形成にかかわって組織的に進められ、高い評価を得てきている。また福井における公民館主事の実践研究会は、制度化はされていないが、こうした実践と省察のサイクルを重ねすでに20年以上の蓄積を持っている。)

カリキュラムと組織の特長

地域密着型・実践省察往還型の長期講習サイクル

実践と省察のサイクルを長期にわたって積み重ねる 実践力形成型研修

実践と省察の往還を実現する長期研修のサイクル

○2年間にわたり、職場や地域で実践を展開しつつ、それにかかわって月1回程度の実践報告・交流・研究をふくむ研修の場を設定し、実践と省察、仕事と研修が有機的に結びついたサイクルを実現する。

○このために、公民館等における仕事と研修が両立するよう、運営に特別の配慮を行う。

少人数での実践の交流と検討

○少人数での実践検討のカンファレンス（実践事例検討会）を中心に据える。

評価につながる長期実践報告書

○自身の実践の展開を報告書としてまとめ、それを自己評価・相互評価・組織評価に活かしていく。（評価との連動）

実践と結びついた講義

○社会教育・生涯学習の意義と課題をはじめとして共有すべき視点・知識を、実践と密接に結びつけて学ぶ講義を組み込む。

実践者と行政と大学とが協働して支える

○社会教育職員として長い経験を培った実践者、社会教育・生涯学習を支える行政職員、社会教育・生涯学習を研究する大学教員が協力して研修を支えていく。

社会教育主事の資格を有し、10年以上の実践経験を有する職員に、研修における実践事例検討会における支援者（ファシリテーター）の役割を依頼する。

社会教育・生涯学習を担当する行政職員と、研修の実施にかかわって協力を依頼する。

講習の企画・運営に 研修担当者複数名の参加。

実践事例検討会の支援者（ファシリテーター）

主事の社会教育主事資格を持つメンバー

年間毎回4名程度 月1回

（20名程度でローテーションで、行うことが考えられる。年間3から4回程度か）

福井大学において社会教育関係職員のための公開講座を行う意味について

<学部のミッション>

福井大学教育地域科学部 見解

地域に根ざし 開かれた教育・学術・研究の拠点としての教育地域科学部のあり方 2001.10.5

戦後改革において、平和と民主主義を希求する新しい社会の礎としてすべての都道府県に置かれた新制国立大学は、50年を経た今、重大な転機をむかえている。この時期にあたって、50年の歴史と現状を省察し、次の時代にむけて自らその理念と構想を顕わすことは、理性の府としての大学・学部としての責任である。

21世紀をむかえ、環境・グローバル化・少子高齢化の問題、社会全体の構造改革とその鍵となる地方分権や教育改革など、取り組んでいくべき数多くの社会的な課題が存在している。それらは、複雑に連動し、世界的な広がりや歴史的な背景をもって生起している。克服のためには、問題をめぐる深く広い探査と検証、多元的な検討、解決に向けての構想力、そして関係する多くの人々の協働（collaboration）が不可欠となる。困難な課題に立ち向かう、新しい実践的な知のあり方が求められているのである。

現代社会が直面する課題に、研究機関として人々とともに取り組んでいくこと、そしてまた諸課題に挑む知の基盤を支え拡充することは、地域に根ざし開かれた教育・学術・研究の拠点としての大学・学部の使命である。その発足において、主権者としての国民から新制大学に負託された責務、地域における公的な教育・学術・研究の拠点としての役割をふまえ、新しい課題に応えそれをさらに発展させていくために、この見解を明らかにする。

(2) 地方分権の時代に自治と文化の創造を支える教育・研究の拠点

<地域文化・地域社会課程と大学院>

地方分権の課題と自治能力 現在直面している改革の要の一つが地域社会の活力を生み出す地方分権の実現にあることは言をまたない。自らの地域の政策を自らの責任において作りあげていく自治の力量が求められる。そうした力量をめぐると不安と懐疑が分権の実現を阻む要因の一つとなっている。自治の力量形成を拒む規制が長く続いてきたことを勘案するならば、規制緩和がすぐさま自治の力の発現をもたらすと考えることは非現実的である。自治の力を培っていくための自覚的な取り組み、闊達な研究・学習が不可欠となる。地域自治の力を培い、地域課題の研究と学習を進めていくために、地域と大学との協力が求められている。

地域課題と研究 地球規模の人的物的な交流・コミュニケーションが急速に進み、地域社会が世界の変動と密接に結び付いて動いている状況のもとでは、地域課題への取り組みは、グローバルな、そして歴史的な展望をふまえた検討なしには確かなものとはならない。そのためには、広い知見と改革のための具体的な実践と結びつける協働の組織の実現が必要となる。地域と大学とが協働して課題に取り組んでいくこと求められている。地域文化・地域社会の両課程は地域が直面する諸課題に、幅広い視野から探究する多様な研究領域を含んでいる。同時に、学部・大学院を通じて、地域の課題に市民・職業人との共同研究を実現していく組織化を進めつつある。

(3) <教育>と<地域>の協働 共通の基盤と相互性

教育と地域をそれぞれ固有の主題として掲げる二つの領域は、共通の基盤を持ち、また、それぞれの課題を実現していく上で密接な相互性と相補性をもっている。

学校改革についての地域 学校改革は、行政・地域の協力と支えなしには実現し得ない。行政・地域の自治への改革と連動することなしには実現していかない。逆に人々の日常生活圏である地域において、次の世代を育てる営みである教育の占める飛び抜けた重要性は今後とも変わらない。そして地方分権にともなって、教育・学校への地域の責任はますます重くなっていく。

地域改革についての教育 さらにまた、自治的な地域社会・地域文化実現に向けての改革は、その担い手である市民・職業人自身の、改革のための研究、自己改革のための学習なしには実現し得ない。それに応え得る新しい大人の共同の学習・研究、力量形成のプロセスが不可欠となる。地域改革もまた新しい質の教育・学習・研究を必要としているのである。これまで、中央集権の枠組みと縦割りの秩序を越えて、教育と地域がそれぞれの改革のために、協働して自己改革を進める必要に迫られているといえるだろう。教育地域科学部の二つの領域、教育科学と地域科学の二本の柱とその連動は、求められる教育と地域の協働の形と対応している。

教育と地域 共通の土台と協働の必要性 教育と地域に関わる二つの領域は、共通の土台をもち、また相互に補い合う役割を担っている。

Ⅱで掲げた、21世紀の大学に求められるプロジェクトやシステムは、学部として共通の基盤となる。とりわけ①地域課題を焦点とし、その複合的な課題にむけて実践的共同研究を組織していくこと、そのための共同研究・共同学習の組織・方法・ノウハウそのものを研究蓄積していくこと、②地域の市民・職業人に広く開かれた大学院と学部を実現していくこと、③さらに地域の生涯学習の拠点として、教養の拠点としての役割を果たしていくことは学部としての共通の課題である。

地域コミュニティの活動と行政と大学・学部との有機的な連携の基軸となる研修サイクル

コミュニティの中心的な担い手とのネットワークの形成

大学生の社会経験・地域活動のチャンスを飛躍的に拡大するチャンスが生まれる。

福井大学教職大学院における現職教員の実践と研究のサイクル

運営組織

講師

羽田野 慶子(福井大学教育地域科学部地域科学課程)
柳沢昌一(福井大学大学院教育学研究科教職開発専攻)
田中志敬(福井大学教育地域科学部地域共生センター)
杉山晋平(福井大学大学院教育学研究科教職開発専攻)

運営協力者

小谷 伸一郎(福井市教育委員会生涯学習室)
熊野 直彦(福井市教育委員会生涯学習室)
佐藤 藤枝(元福井市中央公民館主事・福井市教育委員)
中嶋 貴美江(元福井市東郷公民館主事)

客員講師(予定者)

篠原岳司(滋賀県立大学)
倉持伸江(東京学芸大学)

グループ学習支援者(ファシリテーター)

福井県内で社会教育の実践と行政に携わる社会教育主事有資格者

カリキュラム・評価委員会を組織します。

寺岡英男(福井大学副学長)
三輪建二(お茶の水女子大学教授)
木村亮(福井大学教育地域科学部地域共生センター長)
羽田野慶子(福井大学大学院教育学研究科教職開発専攻)
柳沢昌一(福井大学教育地域科学部地域科学課程)

ほか

ポートフォリオ・記録

portfolio イタリア語「紙を運ぶもの」の意→書類を整理するための道具→組織化された書類

この講習で共有する情報、それについての考察、それぞれが検討しまとめた報告など、この講習における探究の足取りを A4 のファイルにまとめていきます。また、パソコンのデータとしても整理していきます。

学習の資料について

講義・演習の内容については、その内容と資料をその都度、印刷物とデータの両方で共有します。それぞれのポートフォリオの内、各人の考察の部分については、少人数のチームの中で紹介し合います。

講座の中で、以下のような記録をまとめる時間を取ります。

- ① 毎回の講義や演習ごとの論点の記述とコメント（ポートフォリオとして集積します。）
（講義の時間内に整理する時間を取ります。）
- ② 実践事例や関係資料の検討と報告（概要と考察をまとめた摘要）（ポートフォリオとして集積します。）
- ③ 自分自身の実践の展開についての実践レポート
- ④ 半期ごとに実践の展開と学習したことについてまとめる個人報告書を作成します。
- ⑤ 半期ごとの個人報告書を踏まえて、2年間で長期実践報告書をまとめます。
（講習の時間内で大部分を作成しますが、講習の感想やふりかえりも「まとめ」に収録します。）

評価

評価は、ポートフォリオと記録に基づいて行います。

それぞれの評価基準は以下の通りです。（この評価基準は、講習の中で課題に即してその都度受講者に明示します。）

①毎回ごとの講義・演習における論点の記述とコメント

- a. 講義で提起された論点が把握されている。
- b. その論点について実践に即した検討・判断がなされている。
- c. その論点について今後の課題・展望が書き込まれている。

（a. b. を満たすことを基本的な水準とします。）

②実践事例や関係資料の検討と報告（概要と考察をまとめた摘要）

- a. 実践事例の展開（前提・起点・発展・帰結）が他の実践者にも理解できるように紹介されている。
- b. その実践の価値とそこから見えてきた課題について考察を加えている。
- c. 実践の展開を促し、支える要因について検討がなされている。

（a. b. を満たすことを基本的な水準とします。）

③自分自身の実践についての実践レポート

- a. 自身の実践の展開（前提・起点・発展・帰結）が他の実践者にも理解できるように叙述されている。
- b. その実践の価値とそこから見えてきた課題について考察を加えている。
- c. 実践の展開を促し、支える要因について省察がなされている。

（a. b. を満たすことを基本的な水準とします。）

④半期ごとの個人報告書

- a. 自身の実践の展開過程とそれについての省察が読み手に理解できるようにまとめられている。
- b. 講習における自分自身の探究、自分のグループでの話し合いでの学習が活かされている。
- c. 上記の①②をふまえ今後の自身の実践の展望が示されている。

（a. b. c. を満たすことを基本的な水準とします。）

○社会教育主事講習等規程（昭和二十六年六月二十一日文部省令第十二号）

最終改正：平成一三年八月三〇日文部科学省令第七五号

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の五第二項及び社会教育法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第十七号）附則第二項の規定に基き、社会教育主事講習等規程を次のように定める。

第一章社会教育主事の講習（第一条―第九条）第二章準ずる学校（第十条）

第三章社会教育に関する科目の単位（第十一条）

附則

第一章 社会教育主事の講習

第一条社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号。以下「法」という。）第九条の五に規定する社会教育主事の講習（この章中以下「講習」という。）については、この章の定めるところによる。第二条講習を受けることができる者は、左の各号の一に該当するものとする。

一大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律（昭和二十六年法

律第十七号。以下「改正法」という。）附則第二項の規定に該当する者

二教育職員の普通免許状を有する者

三四年以上法第九条の四第一号イ及びロに規定する職にあつた者又は同号ハに規定する業務に従事した者

四四年以上法第九条の四第二号に規定する職にあつた者

五前各号に相当するものとして文部科学大臣の認める者

第二条

この二講習を受講しようとする者は、講習を実施する大学その他の教育機関に申込書を提出しなければならない。

第三条

社会教育主事となる資格を得ようとする者は、講習において次の表に掲げるすべての科目の単位を修得しなければならない。

科目単位数

生涯学習概論 2

社会教育計画 2

社会教育演習 2

社会教育特講 3

備考

一生涯学習概論は、おおむね、生涯学習の意義、学習者の特性と学習の継続発展、生涯学習と家庭教育、生涯学習と学校教育、生涯学習と社会教育、生涯学習社会における各教育機能相互の連携と体系化、生涯学習社会の学習システム、生涯学習関連施策の動向、社会教育の意義、社会教育と社会教育行政、社会教育の内容、社会教育の方法・形態、社会教育指導者、社会教育施設の概要、学習情報提供と学習相談の意義等の事項について授業を行うものとする。

二社会教育計画は、おおむね、地域社会と社会教育、社会教育調査とデータの活用、社会教育事業計画、社会教育の対象の理解と組織化、学習情報の収集整理と提供のためのシステムの構築と運用、学習相談の方法、社会教育の広報・広聴、社会教育施設の経営、社会教育の評価等の事項について授業を行うものとする。

三社会教育特講は、国際化と社会教育、高齢化と社会教育、情報化と社会教育、家庭教育と社会教育、青少年問題と社会教育、婦人問題と社会教育、環境問題と社会教育、同和問題と社会教育、社会教育行政、視聴覚教育、学校開放、ボランティア活動、社会体育、健康教育、消費者教育、文化財の保護、社会福祉と社会教育、企業内教育・職業訓練、民間の教育・学習機関等の事項のうちから選択して授業を行うものとする。

第四条削除

第五条削除

第六条

講習における単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項各号及び大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）第五条第一項第二号に定める基準によるものとする。

第七条

単位修得の認定は、講習を行う大学その他の教育機関が試験、論文、報告書その他による成績審査に合格した受講者に対して行う。

- 2 講習を行う大学その他の教育機関は、受講者がすでに大学において第三条の規定により受講者が修得すべき科目に相当する科目の単位を修得している場合には、その単位修得をもつて同条の規定により受講者が修得すべき科目の単位を修得したものと認定することができる。
- 3 講習を行う大学その他の教育機関は、受講者が、文部科学大臣が別に定める学修で、第三条に規定する科目の全部又は一部の履修に相当するものを行つている場合には、当該学修を当該科目の全部又は一部の履修とみなし、当該科目の単位の認定をすることができる。

第八条

講習を行う大学その他の教育機関の長は、第三条の定めるところに従い九単位以上の単位を修得した者に対して、講習の修了証書を与えるものとする

- 2 講習を行なう大学その他の教育機関の長は、前項の規定により講習の修了証書を与えたときは、その者の氏名を文部科学大臣に報告しなければならない。

第八条の二法第九条の五第一項の規定により文部科学大臣が大学その他の教育機関に講習を委嘱する場合には、その職員組織、施設及び設備の状況並びに受講者に係る地域の状況等を勘案し、講習を委嘱するのに適当と認められるものについて、講習の科目、期間その他必要な事項を指定して行うものとする。

第九条

受講者の人数、選定の方法並びに講習を行う大学その他の教育機関、講習の期間その他講習実施の細目については、毎年官報で告示する。但し、特別の事情がある場合には、適宜な方法によつて公示するものとする。

第二章 準ずる学校

第十条改正法附則第二項の規定において、文部科学省令で定めるべきものとされている学校は、左の各号に掲げるものとする。

- 一 大正七年文部省令第三号第二条第二号により指定した学校
- 二 旧臨時教員養成所官制（明治三十五年勅令第百号）の規定による臨時教員養成所
- 三 その他文部科学大臣が短期大学と同程度以上と認めた学校

第三章 社会教育に関する科目の単位

第十一条法第九条の四第三号の規定により、大学において修得すべき社会教育に関する科目の単位は、次の表に掲げるものとする。

科目単位数

生涯学習概論 4 社会教育計画 4 社会教育演習、社会教育実習又は社会教育課題研究のうち一以上の科目 4 社会教育特講12
社会教育特講・（現代社会と社会教育）
社会教育特講・（社会教育活動・事業・施設）
社会教育特講・（その他必要な科目）

備考社会教育特講は、Ⅰ、Ⅱ及びⅢにわたつて開設し履修させることが望ましい。

2 前項の規定により修得すべき科目の単位のうち、すでに大学において修得した科目の単位（これに準ずる科目の単位を含む。）は、これをも

つて、前項の規定により修得すべき科目の単位に替えることができる。

5 第十一条第一項の改正規定の施行の日前に、旧規程第十一条第一項の表の乙群又は丙群に掲げる科目（社会教育演習を除く。）の単位を修得した者については、前項の規定にかかわらず、当該科目の単位をもつて、新規規程第十一条第一項に規定する社会教育演習、社会教育実習又は社会教育課題研究の単位に替えることができる。

附則（平成八年八月二八日文部省令第二六号）

- 1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。
- 2 この省令の施行の日前に、改正前の社会教育主事講習等規程（以下「旧規程」という。）の規定により社会教育主事の講習を修了した者は、改正後の社会教育主事講習等規程（以下「新規規程」という。）の規定により社会教育主事の講習を修了したものとみなす。
- 3 この省令の施行の日前に、旧規程第十一条第一項に規定する社会教育の基礎（社会教育概論）の単位を修得した者は、新規規程第十一条第一項

に規定する生涯学習概論の単位を修得したものとみなす。

附則（平成一二年一〇月三十一日文部省令第五三号）抄

（施行期日）

第一条この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について

平成八年四月二四日

生涯学習審議会社会教育分科審議会

社会教育主事

一 改善の必要性

社会教育主事は、社会教育法に基づき都道府県及び市町村教育委員会に置かれる社会教育に関する専門的職員であり、都道府県及び市町村の社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たることを通し、人々の自発的な学習活動を援助する重要な役割を果たしてきた。

近年、所得水準の向上や自由時間の増大など社会の成熟化に伴い、心の豊かさや生きがいなどを求めて人々の学習ニーズは増大し、かつ、多様化、高度化してきている。また、情報化、国際化、高齢化等の進展による社会の急速な変化に伴い、情報の活用、国際理解の促進、高齢化社会への対応等多くの新しい学習課題が生じている。学校週五日制の導入に伴い、青少年の学校外における多様な活動機会の充実も強く求められている。

現在、生涯学習社会の構築が、学校教育、社会教育はもとより、文化・スポーツ等の各分野にわたる共通の課題となっており、そのための基盤整備が進捗しつつある。社会教育行政に関しても、従来の固有の枠組みにとどまらず、生涯学習社会における社会教育の振興という観点からの一層幅広い積極的な取り組みが必要となっている。

このような状況の中で、社会教育主事は、地域における幅広い人々の自由で自主的な学習活動を側面から援助する行政サービスの提供者としての役割を果たすことが、従来に増して求められている。また、社会教育に関する専門的知識・技術を生かし、公民館等社会教育施設を中心に行われる社会教育事業と学校教育、文化、スポーツ、さらには社会福祉や労働等の様々な分野の関連事業等との適切な連携・協力を図り、地域の生涯学習を推進するコーディネーターとしての役割を担うことが一層期待されている。

このため、人々の多様な学習ニーズや新たな課題等に対応し得る社会教育主事の資質の向上に向け、社会教育主事の養成及び研修の一層の改善・充実を図る必要がある。また、生涯学習社会に対応する観点から、社会教育主事の養成制度を柔軟化し、様々な分野から多様な人材を広く求めることが必要である。

なお、社会教育主事の資格を有しながら、教育委員会事務局の社会教育主事として勤務していない人が相当いる。生涯学習推進の観点から、公民館、博物館、図書館等の地域の諸施設やその他の生涯学習関連施設における事業や地域住民の自主的な学習活動、さらには最近活発となっている民間や企業等の実施する教育関連事業・活動等のために、これらの人々の持つ社会教育に関する知識・能力を、積極的に活用することは有意義であり、そのための方策を推進していくことも重要である。

二 改善方策

一 養成内容の改善・充実と資格取得方法の弾力化

社会教育主事の養成については、社会の変化に対応する社会教育主事の資質の向上等を図る観点から、昭和六十一年の社会教育審議会成人教育分科会報告『社会教育主事の養成について』に基づき、昭和六十二年に社会教育主事講習等規程の改正が行われており、大学の養成段階における基本的な科目構成及び内容についての大きな変更は要しないものとする。

しかしながら、この間、生涯学習社会の構築が我が国の重要な課題として広く認識されるようになり、各教育委員会における生涯学習振興のための組織体制の整備と施策の積極的推進が必要となっている。このため、社会教育主事の養成内容について、幅広い生涯学習・社会教育行政を推進する専門家としての役割を一層発揮できるように見直す必要がある。

また、生涯学習時代に対応した広い視野に立った社会教育行政の展開を図るためには、様々な分野から多様な知識・経験を有する人材を広く求めることも有意義である。このため、社会教育主事講習を受講しやすくするよう実施方法を工夫するとともに、大学以外の学習成果や様々な実務経験で培われた職務遂行能力を積極的に評価することにより、社会教育主事の資格取得の途を弾力化する必要がある。

(一) 大学における養成内容の改善・充実

これからの社会教育主事は、生涯学習の動向と十分関連を図りながら、社会教育の推進に当たることが必要であるとともに、人々の学習ニーズを踏まえつつ学習活動を効果的に援助する能力の向上も求められている。このため、生涯学習の本質や学習情報提供及び学習相談についての理解を深めることができるように、養成内容の充実を図る必要がある。

なお、生涯学習及び社会教育の本質や学習情報提供及び学習相談についての理解は、生涯学習時代における社会教育指導者に求められる基本的内容として、社会教育主事のみならず、司書、学芸員の養成においても充実を図るべきものと考えられる。

以上から、大学における社会教育主事の養成内容を、次のように見直すことが適当である。

[cir1] 現行の「社会教育の基礎(社会教育概論)」(四単位)を、「生涯学習概論」(四単位)に改める。「生涯学習概論」は、従来の「社会教育の基礎(社会教育概論)」の内容を根底に置きながら、生涯学習時代における社会教育指導者養成の基本的内容として、生涯学習及び社会教育の本質について理解を深めるとともに、学習者の特性や教育相互の連携について理解を図る内容とする。

[cir2] 「社会教育計画」は、社会教育の計画・立案についての理論と方法の理解を図る内容から構成されているが、特に、学習支援能力の向上の観点から、学習情報提供・学習相談に係る実践的な内容の充実を図る。

[cir3] 総単位数は、現行と同じく二四単位以上とする。

各科目の単位数・内容を一覧の形でまとめたのが、別紙一である。

「生涯学習概論」は、社会教育主事、学芸員及び司書の養成における共通的な基礎科目として位置づけられるが、幅広い社会教育行政推進のための中核的役割を果たす社会教育主事の性格から、社会教育主事の養成科目としては四単位とする。なお、その内容の取扱いに当たっては、「生涯学習概論」の他に、例えば、「社会教育の基礎」のような社会教育の基礎的内容からなる科目を設定し、合計四単位以上として実施するような工夫を行うことも考えられる。

各大学においては、先の成人教育分科審議会報告の趣旨も改めて踏まえ、幅広い視野と実践的能力を備えた社会教育主事の養成のために、教育内容全体の充実に引き続き努力していくことが望まれる。

(二) 養成を行っている大学の連携・協力の推進

現在、社会教育主事の養成を行っている大学は一三〇ほどあるが、今後、これらの大学の連携・協力により、社会教育主事養成に関する情報交換・交流が活発化し、養成内容の一層の充実が図られることが期待される。

(三) 講習における養成内容の改善・充実及び講習実施上の配慮

社会教育主事講習における養成内容についても大学における養成内容と同様の見直しを図る。

社会教育主事講習は、現在、国立教育会館社会教育研修所及び二〇近い国立大学が文部大臣の委嘱を受け実施しているが、実施大学によって、講習内容や方法にかなりの相違が見られるとの指摘もある。各大学においては、教育委員会の要望なども踏まえ、講習の一層効果的な実施と内容の充実に努めるとともに、特に、関係機関等の協力を得て、実践的な内容を充実することが期待される。国立教育会館社会教育研修所が、標準的な講習カリキュラム案を作成し、各大学における講習の企画や実施上の参考とすることも有意義と考えられる。

また、社会教育主事講習に参加しやすくなるように、各実施機関において、受講期間の分割、修得単位の累積による講習修了など、現行でも可能となっている運用上の工夫を行い、受講者の要望に積極的に対応することが望まれる。今後は、社会教育主事の養成者数の推移や地域的バランス等も考慮し、必要に応じて委嘱先を増やすことも考えられる。

(四) 講習の科目代替措置としての学習成果の認定範囲の拡大

社会教育主事の講習科目については、大学において修得した科目による代替措置が制度上認められている。しかしながら、実際には、講習実施機関においては、受講者からの科目代替希望を認めない場合がほとんどであり、この制度の趣旨が生かされていない。生涯学習社会にふさわしい資格制度とする観点から、今後は、科目代替措置の適用対象と認められる受講者の希望に各実施機関が適切に対応する必要がある。また、専門的資質の確保に留意しつつ、大学以外における学習成果についても、社会教育主事資格取得のための専門的知識・技術の習得として評価し得るものについては、この科目代替措置を積極的に活用できるようにすることが適当である。新たに講習科目に相当するものとして認定すべき学習成果として、次のようなものが考えられる。

- ア 国立教育会館社会教育研修所や国立社会教育施設における研修のうち相当と考えられる学習
- イ 地方公共団体が実施する研修のうち相当と考えられる学習
- ウ 学芸員、司書等の資格取得のための試験・講習における科目合格・履修
- エ 専門学校での相当科目の修得
- オ 文部大臣認定の技能審査のうち相当と考えられる学習
- カ 文部大臣認定の社会通信教育での相当と考えられる学習
- キ 大学公開講座での相当と考えられる学習

なお、講習科目の代替に当たって、その学習の内容・程度等に基づいた適切な取扱いが講習実施機関により行われるように、国において一定の基準を示す必要がある。

(五) 資格取得及び講習受講の要件としての実務経験の対象範囲の拡大

社会教育主事の資格取得及び講習受講の要件として、一定の実務経験が必要とされる場合があるが、現在は、教育委員会等において社会教育に関係する事務に従事する職員の職や学校教育法第一条に規定する学校の教員の職などに限定されている。

生涯学習時代における広い視野に立った社会教育行政の展開が求められていることに対応し、今後は、現在認められている実務経験以外にも、社会教育主事の職務遂行の上で意義があると考えられる実務経験を積極的に評価していくことが適当である。

新たに評価すべき実務経験として、次のようなものが考えられる。なお、その際必要とされる経験年数については、社会教育主事の講習科目を修得した短期大学卒業者が社会教育主事資格を取得するまでに三年以上の実務経験が必要とされていることを考慮し、原則として、三年以上とすることが適当である。

[cir1] 社会教育に関係のある職

- ア 教育委員会・首長部局等における生涯学習(文化・スポーツを含む)に関する職務に従事する職
- イ 介護福祉士、社会福祉士、勤労青少年ホーム指導員、勤労者家庭支援施設指導員等の社会福祉等に関する職
- ウ 社会教育関係団体の事業の企画・実施に当たる専門的職員
- エ 学芸員、司書その他の社会教育施設職員
- オ 公民館等において事業の企画・実施を担当する非常勤職員又はボランティア
- カ 民間生涯学習関連事業所において事業の企画・実施に当たる専門的職員

[cir2] 教育に関する職

- ア 学校の助手、教頭、養護助教諭
- イ 専修学校の校長及び教員

なお、上記の実務経験の評価に関しては、適切な取扱いが図られるように、国において一定の基準を示す必要がある。

二 研修内容の充実と研修体制の整備

社会教育主事が、多様化、高度化する人々の学習ニーズや社会の変化に的確に対応できるようにしていくために、現職研修を充実し、専門的な指導力や企画・調整能力などの社会教育主事として必要な資質の一層の向上を図る必要がある。

現在、国レベル(文部省及び国立教育会館社会教育研修所、国立社会教育施設)、都道府県レベル、市町村レベルにおいて、研修が行われているが、全体として見た場合、必ずしも体系的なものとはなっていない。今後は、相互の連携の下に、体系的・計画的な研修機会を提供できるよう研修体制を整備していくことが重要な課題となっている。

また、各教育委員会においては、社会教育主事の資質の向上のため、社会教育主事が積極的に各種の研修に参加できるよう、奨励・支援することが期待される。

(一) 研修内容及び方法

社会教育主事の研修機会として、初任者、中堅職員、管理職など経験や職階に応じた研修の充実とともに、生涯学習社会の進展、男女共同参画社会の形成、情報化、国際化、高齢化等の社会の変化に伴う新たな学習課題に対応するための課題別研修や、学習ニーズの高度化、専門化に対応するための専門別研修など、社会教育主事の職務遂行の上で有効な研修内容が提供される必要がある。

このため、国立教育会館社会教育研修所においては、標準的な研修カリキュラムや教材の開発・普及等を行うこと、また、国立教育研究所においては、生涯学習全般にわたる学習内容・方法等の研究の一環として、社会教育主事を含む社会教育関係職員等の研修に関する基礎的かつ実践的な研究を行うことを通し、研修内容の充実を支援することが期待される。国は、これらの内容等を都道府県等に示すことなどにより、研修の充実を促進していく必要がある。

研修の方法としては、従来から行われている講義や実習・演習形式の研修に加え、国立教育会館社会教育研修所、国内外の大学、社会教育施設等への研修・研究派遣など、高度で実践的な研修機会を充実していく必要がある。また、大学院等関係機関による科目等履修生制度等も活用したリカレント教育も望まれる。

(二) 研修体制の整備

国レベル、都道府県レベル、市町村レベルの各段階で実施されている研修の有機的連携を図り、体系的・計画的に社会教育主事の研修機会を提供していくため、それぞれの役割分担の下に、研修体制の整備を図っていく必要がある。

国レベルでは、各都道府県における管理的・指導的立場の社会教育主事を対象に、課題別・専門別研修のうち高度なものを行うとともに、都道府県、市町村あるいは社会教育施設が行う研修を支援するため、都道府県レベルの研修を担当できる指導者の育成、社会教育主事の活動に関連する情報の収集・提供、標準的な研修プログラムの開発・普及などを行う必要がある。特に、国立教育会館社会教育研修所においては、社会教育に関する専門的・技術的研修を実施する中核機関として、生涯学習推進センター等の都道府県レベルの研修実施機関とのネットワーク形成や、地方公共団体における研修内容のデータベース化を進めるなど、そのナショナルセンター機能を一層強化することが望まれる。また、国立オリンピック記念青少年総合センターや国立婦人教育会館等の国立社会教育施設において、対象別の専門的な研修を行うことも有意義である。

都道府県においては、各都道府県内の初任・中堅の社会教育主事を対象に、課題別・専門別研修のうち基礎的なもの、地域の課題に関する研修、経験年数別の実務研修等を行うとともに、市町村あるいは社会教育施設が行う研修を支援するため、市町村レベルの研修を担当できる指導者の育成、関連する情報の収集・提供を行う必要がある。

また、市長村においては、各市町村内の初任・中堅の社会教育主事を対象に、経験年数に応じた実務研修を行う必要がある。複数の市町村が、都道府県の支援を受けて協力して研修を実施することも考えられる。

各地方公共団体において、社会教育主事の研修への参加を促進するとともに、社会教育主事の研修歴や専門的能力を適切に評価し、その処遇等について配慮することが望まれる。

社会教育主事の研修体系についての考え方を整理したものが、別紙七である。

なお、研修のうち適当なものについては、社会教育主事、学芸員及び司書の共通の研修機会とすることにより、相互の理解や交流等を深めることも有意義である。また、公民館の主事や青少年教育施設の専門的職員など研修機会の得にくい社会教育関係職員の資質の向上のために、これらの研修を活用することも望まれる。

三 幅広い人事交流等の配慮と有資格者の積極的活用

生涯学習の一層の推進を図るために、社会教育主事は、従来の社会教育行政の枠を越えた地域の生涯学習の企画・実施や調整にも積極的な役割を果たしていくことが期待されている。教育委員会事務局と社会教育施設や学校、首長部局等との間の幅広い人事交流を進めることにより、実務を通じて従来以上に幅広い視野を実務を通じて広げるといった効果ももたらされる。公民館の主事等の社会教育施設の職員や教育委員会以外の生涯学習関連部局の職員についても、施設の運営の充実を図る観点から、社会教育主事の資格を有する者を積極的に任用し、その専門的な指導力や企画・調整能力などの活用を図ることが望まれる。

また、大学等において社会教育主事となる資格を取得してもその職には就いていない人が地域には相当いる。生涯学習を推進する観点から、社会教育主事の有資格者の持つ社会教育に関する知識・能力や経験等が、地域の生涯学習・社会教育の活動の充実のために幅広く生かされることは極めて有意義である。

このため、社会教育主事有資格者のうち希望者を、都道府県等の生涯学習推進センターや国立教育会館社会教育研修所に登録し、公民館その他の社会教育施設における活動の指導者や住民の自主的な活動の助言者などとして活用を図る「社会教育主事有資格者データベース(人材バンク)」制度等を創設することが考えられる。その際、都道府県・市町村等における情報収集・提供体制の整備とともに、教育委員会と首長部局との円滑な連携が図られることが重要である。こうした制度は、民間の教育事業や企業等の学習関連部門において必要とする専門的な人材の確保・供給といった面からも、今後必要性が増大することが考えられる。国と関係機関、地方公共団体等の連携・協力により、その早急な整備が進められることを期待する。

社会教育主事講習等規程第七条第三項に規定する学修 (平成八年文部省告示第百四十七号)

平成八年文部省告示第百四十七号(社会教育主事講習等規程第七条第三項に規定する学修)

社会教育主事講習等規程(昭和二十六年文部省令第十二号)第七条第三項に規定する学修を次のとおり定める。

記平成八年八月二十八日

平成一二年一二月一一日文部省告示第一八一号 改正

- 一 文部科学省(国立オリンピック記念青少年総合センター、国立女性教育会館、国立青年の家及び国立少年自然の家を含む。)又は国立教育会館が実施する研修における学修
- 二 地方公共団体が実施する研修における学修
- 三 博物館法施行規則(昭和三十年文部省令第二十四号)による学芸員の試験認定に係る学修(当該試験認定の試験科目について合格点を有している場合に限る。)
- 四 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第六条の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学が行う司書及び司書補の講習における学修
- 五 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十二条の二に規定する専修学校の専門課程のうち修業年限が二年以上のものにおける学修
- 六 青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の名称等に関する省令(平成十二年文部省令第四十九号)に規定する認定技能審査に係る学修(当該認定技能審査に合格している場合に限る。)
- 七 社会教育法第五十一条第一項の規定により文部科学大臣の認定を受けた通信教育における学修
- 八 大学が行う公開講座における学修

附則

この告示は、平成九年四月一日から適用する。

附則

(施行期日)

1 この告示は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前にした第二十二の規定による改正前の文部省告示第百四十七号第一号に定める学修は、第二十二の規定による改正後の文部省告示第百四十七号第一号に定める学修とみなす。

社会教育主事講習等規程第七条第三項に規定する学修を定める件 (平成二十一年文部科学省告示第百二十六号)

社会教育主事講習等規程(昭和二十六年文部省令第十二号)第七条第三項の規定に基づき、平成八年文部省告示第百四十七号(社会教育主事講習等規程の規定に基づく学修を定める件)の全部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年八月三日

文部科学大臣 塩谷 立

社会教育主事講習等規程第七条第三項に規定する学修を定める件

第一条 社会教育主事講習等規程(以下「規程」という。)第三条に規定する生涯学習概論に係る規程第七条第三項に規定する学修は、次の各号に定めるものとする。

- 一 図書館法施行規則(昭和二十五年文部省令第二十七号)第一条に規定する図書館に関する科目のうち生涯学習概論に係る学修
- 二 図書館法施行規則第五条に規定する司書の講習のうち生涯学習概論に係る学修
- 三 博物館法施行規則(昭和三十年文部省令第二十四号)第一条に規定する博物館に関する科目のうち生涯学習概論に係る学修
- 四 博物館法施行規則第六条に規定する試験認定において合格を得た生涯学習概論に係る学修

第二条 前条に規定するもののほか、規程第三条に規定する科目に係る規程第七条第三項に規定する学修は、文部科学大臣が当該科目の履修に相当する水準を有すると認めた学修とする。

附 則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

履修証明プログラム

1 制度概要

平成19年の学校教育法の改正により、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」という。）における「履修証明制度」が創設され、12月26日より施行されました。

大学等においては、これまでも科目等履修生制度や公開講座等を活用して、その教育研究成果を社会へ提供する取組が行われてきたところですが、より積極的な社会貢献を促進するため、学生を対象とする学位プログラムの他に、社会人等の学生以外の者を対象とした一定のまとまりのある学習プログラム（履修証明プログラム）を開設し、その修了者に対して法に基づく履修証明書（Certificate）を交付できることとしました（法第105条等）。

制度の詳細は学校教育法施行規則（第164条等）や施行通知など、以下の関係資料ををご覧ください。

文部科学省としては、各大学等においてこの制度を活用し、社会人等の多様なニーズに応じた様々な分野の学習機会が積極的に提供されることを期待しています。

また、履修証明プログラムを各種資格の取得と結び付けるなど、目的・内容に応じて職能団体や地方公共団体、企業等と連携した取組も期待しており、この履修証明制度は、教育機関等における学習成果を職業キャリア形成に活かす観点から、現在政府全体で検討・推進している「ジョブ・カード制度」においても、「[職業能力証明書（ジョブ・カード・コア）](#)（※[首相官邸ウェブサイトへリンク](#)）」として位置付けられています。

大学等の履修証明制度に関する参照条文

○学校教育法（昭和22年法律第26号）

第九章大学

第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

②大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第一百五条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

1 学校教育法施行規則の一部改正の概要

(4) 大学における履修証明に関する事項

①大学（大学院及び短期大学を含む。以下同じ。）は、学校教育法第105条に規定する特別の課程の編成に当たっては、当該大学の開設する講習若しくは授業科目又はこれらの一部により体系的に編成するものとする。 （第164条第1項）

②特別の課程の総時間数は、120時間以上とすること。 （第164条第2項）

③特別の課程の履修資格は、大学において定めるものとする。ただし、当該資格を有する者は、学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することができる者でなければならないものとする。 （第164条第3項）

④特別の課程における講習又は授業の方法は、大学設置基準、大学通信教育設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準及び短期大学通信教育設置基準の定めるところによるものとする。 (第164条第4項)

大学は、特別の課程の編成に当たっては、当該特別の課程の名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件その他当該大学が必要と認める事項をあらかじめ公表するものとする。 (第164条第5項)

大学は、学校教育法第105条に規定する証明書に、特別の課程の名称、内容の概要、総時間数その他当該大学が必要と認める事項を記載するものとする。 (第164条第6項)

大学は、特別の課程の編成及び当該特別の課程の実施状況の評価並びに履修証明書の交付を行うために必要な体制を整備しなければならないものとする。 (第164条第7項)

福井大学における履修証明プログラムに関する規程 (案)

平成 24 年 月 日
福井大規程第 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 105 条、学校教育法施行規則 (昭和 22 年文部省令第 11 号) 第 164 条、福井大学学則 (平成 16 年福大学則第 1 号。以下「学則」という。) 第 77 条及び福井大学大学院学則 (平成 16 年福大学則第 2 号。以下「大学院学則」という。) 第 46 条の規定に基づき、福井大学 (以下「本学」という。) の特別の課程における履修証明を行うプログラム (以下「履修証明プログラム」という。) に関し必要な事項を定める。

(履修証明プログラムの編成)

第 2 条 履修証明プログラムは、主に本学の学生以外の者を対象とした体系的な知識・技術等の習得を旨とした課程とする。

2 履修証明プログラムは、本学が開講する講習若しくは授業科目又はこれらの一部により体系的に編成するものとする。

3 履修証明プログラムの総時間数は、120 時間以上とする。

(履修資格)

第 3 条 履修証明プログラムの履修資格は、本学学則第 31 条又は本学大学院学則第 14 条から第 16 条までに規定する本学への入学資格を有する者のうちから、履修証明プログラムを開設する学部、研究科又はその他の部局等 (以下「開設部局等」という。) において定めるものとする。

(担当教員)

第 4 条 履修証明プログラムを担当する者は、本学の教授、准教授、講師及び助教とする。

2 前項の規定にかかわらず、本学が必要と認める場合は、前項に規定する者以外の者に委嘱することができる。

(履修証明プログラムの届出、公表)

第 5 条 開設部局等の長は、当該開設部局等の教授会、研究科委員会又は運営委員会等の議を経て、履修証明プログラムの名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件その他学長が必要と認める事項をあらかじめ学長に届け出なければならない。

2 開設部局等の長は、届出後に前項に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨を学長に届け出なければならない。

3 学長は、前項の届出があったときは、全学の教務学生委員会に報告の上、第1項に掲げる事項を公表するものとする。

(履修の許可)

第6条 履修証明プログラムの履修の許可は、開設部局等の教授会、研究科委員会又は運営委員会等の議を経て学長が行う。

(受講料)

第7条 履修証明プログラムの受講料は、1時間あたり987円とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該プログラムが国又は地方公共団体等の補助金等により実施される場合は、その都度学長が別に定める。

(記録の作成と管理)

第8条 開設部局等は、履修証明プログラムの履修者の学籍その他教務に関する記録を作成し、管理しなければならない。

(履修証明書の交付)

第9条 履修証明プログラムの修了要件を満たした者は、修了の認定を受け、その事実を証する履修証明書の交付を受けることができるものとする。

2 履修証明書の様式は別紙様式のとおりとする。

(実施体制の整備)

第10条 開設部局等は、履修証明プログラムの編成及び履修証明プログラムの課程の実施状況の評価並びに履修証明書の交付を行うために必要な体制を整備しなければならない。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、履修証明プログラムの実施に関し必要な事項は、開設部局等の長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年 月 日から施行する。

別紙様式（第9条関係）

第 号

履修証明書

氏名

年 月 日生

学校教育法第105条の規定に基づき、本学所定の下記プログラムを修めたことをここに証する。

記

プログラムの名称

プログラムの概要

総時間数

平成 年 月 日

福井大学長

印

■cycleA 生涯学習のプロセスとその諸局面 生涯学習概論 45時間

担当者 羽田野・杉山・倉持

クロスセッションの主題			講義1	講義2	講義3
5月14日	月	13:30-16:30	社会教育の意義・生涯学習の意義を問い直すために	①社会教育の意義(1)	①生涯学習の意義(1)
6月11日	月	13:30-16:30	社会教育・生涯学習の課題を探る	②学習者の特性と学習の継続発展(1)	⑩社会教育と社会教育行政(1)
6月23日	土	12:30-17:30	生涯学習・社会教育の多様な展開と課題を探る	⑦生涯学習社会の学習システム	⑥生涯学習社会における各教育機能相互の連携と体系化(1)
6月24日	日	8:30-14:30	実践の長い展開を聴き取る	④生涯学習と学校教育	⑫社会教育の方法・形態(1)
7月9日	月	13:30-16:30	生涯学習と社会教育・実践の省察と課題の確認	⑧社会教育の意義(2)	①生涯学習の意義(2)
8月2日	木	9:30-17:00	学習のプロセスと学習コミュニティの組織化	③生涯学習関連施策の動向	⑫社会教育の方法・形態(2)
8月3日	金	9:30-17:00	学習のプロセスと学習コミュニティの発展	⑤生涯学習と社会教育	⑬社会教育指導者
8月23日	木	9:30-17:00	実践の展開過程の跡づけと検討	⑪社会教育の内容	⑥生涯学習社会における各教育機能相互の連携と体系化(2)
8月24日	金	9:30-17:00	実践の展開過程の省察と展望	①生涯学習の意義(3)	②学習者の特性と学習の継続発展(2)

生涯学習概論は、おおむね、生涯学習の意義、学習者の特性と学習の継続発展、生涯学習と家庭教育、生涯学習と学校教育、生涯学習と社会教育、生涯学習社会における各教育機能相互の連携と体系化、生涯学習社会の学習システム、生涯学習関連施策の動向、社会教育の意義、社会教育と社会教育行政、社会教育の内容、社会教育の方法・形態、社会教育指導者、社会教育施設の概要、学習情報提供と学習相談の意義等の事項について授業を行うものとする。(社会教育主事講習等規程(昭和二十六年六月二十一日文部省令第十二号) 最終改正:平成一三年八月三〇日文科科学省令第七五号 第3条備考)

■cycleB 学習の展開と組織を支える 社会教育計画 45時間

担当者 羽田野・杉山・篠原

クロスセッションの主題			講義1	講義2
11月5日	月	13:00-16:30	地域における実践の展開をふり返る。	①地域社会と社会教育(1)
11月26日	月	13:00-16:30	社会教育実践の展開をめぐる情報組織(1)	②社会教育調査とデータの活用(1)
12月17日	月	13:00-16:30	社会教育実践の展開をめぐる情報組織(2)	②社会教育調査とデータの活用(2)
1月5日	土	9:30-17:30	実践の構想と実際の学習過程の捉え直し(1)	③社会教育事業計画(1)
1月6日	日	9:30-17:30	実践の構想と実際の学習過程の捉え直し(2)	⑥学習相談の方法(2)
1月28日	月	13:00-16:30	実践の評価と共有(1)	⑨社会教育の評価(1)
2月18日	月	13:00-16:30	実践の展開と組織の捉え直し(1)	③社会教育事業計画(2)
3月2日	土	12:30-17:30	実践の展開と組織の捉え直し(2)	③社会教育事業計画(3)
3月3日	日	8:30-14:30	実践の評価と共有(1)	⑨社会教育の評価(2)
3月18日	月	13:00-16:30	実践記録を読み合い 今後の課題を探る。	⑨社会教育の評価(3)

社会教育計画は、おおむね、地域社会と社会教育、社会教育調査とデータの活用、社会教育事業計画、社会教育の対象の理解と組織化、学習情報の収集整理と提供のためのシステムの構築と運用、学習相談の方法、社会教育の広報・広聴、社会教育施設の経営、社会教育の評価等の事項について授業を行うものとする。(社会教育主事講習等規程(昭和二十六年六月二十一日文部省令第十二号) 最終改正:平成一三年八月三〇日文科科学省令第七五号 第3条備考)

■cycleC 課題研究・事例研究 社会教育特論 45時間

担当者 柳沢 田中

クロスセッションの主題			内容
5月14日	月	13:30-16:30	下記の領域の中から一つ、あるいは連動する複数の領域を選択し、テーマを設定し、資料・実践記録・聞き取りによってテーマにかかわる探究を深めるとともに、テーマにかかわる自身の実践の展開を省察し記録化する。また他のテーマに取り組む受講生の探究と記録を聞き取り、話し合いを重ねることを通して、多様なテーマ・領域の実践と課題について学び合う。 国際化と社会教育、高齢化と社会教育、情報化と社会教育、家庭教育と社会教育、青少年問題と社会教育、婦人問題と社会教育、環境問題と社会教育、同和問題と社会教育、社会教育行政、視聴覚教育、学校開放、ボランティア活動、社会体育、健康教育、消費者教育、文化財の保護、社会福祉と社会教育、企業内教育・職業訓練、民間の教育・学習機関等。
6月11日	月	13:30-16:30	
6月23日	土	12:30-17:30	
6月24日	日	8:30-14:30	
7月9日	月	13:30-16:30	
8月2日	木	9:30-17:00	
8月3日	金	9:30-17:00	
8月23日	木	9:30-17:00	
8月24日	金	9:30-17:00	

社会教育特論は、国際化と社会教育、高齢化と社会教育、情報化と社会教育、家庭教育と社会教育、青少年問題と社会教育、婦人問題と社会教育、環境問題と社会教育、同和問題と社会教育、社会教育行政、視聴覚教育、学校開放、ボランティア活動、社会体育、健康教育、消費者教育、文化財の保護、社会福祉と社会教育、企業内教育・職業訓練、民間の教育・学習機関等の事項のうちから選択して授業を行うものとする。(社会教育主事講習等規程(昭和二十六年六月二十一日文部省令第十二号) 最終改正:平成一三年八月三〇日文科科学省令第七五号 第3条備考)

■cycleD 実践事例研究 社会教育課題研究 55時間

担当者 柳沢 田中

クロスセッションの主題			内容
11月5日	月	12:30-17:30	サイクルA・B・Cにおいて積み重ねてきた探究と自身の実践を踏まえ、長期的な実践の展開をまとめるとともに、今後の実践にかかわる展望を明らかにする。 また他の領域・テーマに取り組む受講生の長期にわたる実践を聴き取り・話し合いを重ねることを通して、多様な実践とその課題について学び、より広く社会教育の意味・課題を学び展望をひらく。
11月26日	月	12:30-17:30	
12月17日	月	12:30-17:30	
1月5日	土	9:30-17:30	
1月6日	日	9:30-17:30	
1月28日	月	12:30-17:30	
2月18日	月	12:30-17:30	
3月2日	土	12:30-17:30	
3月3日	日	8:30-15:30	
3月18日	月	12:30-17:30	